



埼労発基 0714 第 1 号
令和 7 年 7 月 14 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生 殿

埼玉労働局長
片淵 仁文

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、埼玉県最低賃金（昭和 55 年埼玉労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

なお、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配慮していただくよう、併せてお願いする。